

## いじめ防止対策協議会における今後の論点（案）

児童生徒課  
令和4年1月31日

## 論点（案）

## ① 重大事態調査における体制整備

- 調査を円滑に進めるため、調査に係る職能団体からの派遣手続きや調査委員に成り得る人材のプールなどの体制整備や事前調整の在り方について示していく必要があるのではないか。
- いじめの重大事態調査における中立性・公平性について、予め保護者に認識してもらうため、「学校いじめ基本方針」の公表や基本方針作成等への保護者の参画など、調査に必要なプロセスを事前に認識してもらうような取り組みが必要ではないか。

## ② 重大事態調査における委員の人選・人材の確保

- 調査に係る委員により法や基本方針、ガイドラインに基づく適切な対応がなされるよう、調査委員を派遣する可能性がある各職能団体と教育委員会等が連携して、調査委員を担える人材を育成していく必要があるのではないか。

## ③ 被害児童生徒及び保護者への対応

- 公平公正な調査の実施と被害児童生徒側への寄り添いを両立していくためには、調査委員間で適切な役割分担をしていく必要があるのではないか。
- 学校側と保護者側が対立構造に陥りやすい、いじめ重大事態調査においては、中立性を担保しつつ保護者側の心情にも寄り添えるような仲介役となる第三者の措置についても検討してはどうか。

なお、2号の不登校事案においては、被害児童生徒の学校復帰についても主眼が置かれるため、学校復帰を含めた学校マターの調整における調査委員会の役割については、慎重に検討する必要がある。